

アスベスト対策工事に係る文部科学省の 財政支援制度の概要

【公立学校】

1. 該当事業

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための施設整備工事」
（吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させるおそれがある場合）

2. 対象施設

公立の幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

3. 国庫補助率

原則 1 / 3
※工事費が 400 万円以上の事業が対象

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

【私立学校】

1. 該当事業

- ・私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」（幼保連携型認定こども園以外）
- ・認定こども園施設整備交付金における「大規模修繕等」（幼保連携型認定こども園）
（アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等）
※ 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に定める「石綿等」。

2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園、幼保連携型認定こども園

3. 国庫補助率

大学等… 1 / 2 ※事業費の下限は設けない
高等学校等… 1 / 3 ※事業費の下限は設けない
幼稚園… 1 / 3
※工事費が 400 万円以上の事業が対象（令和元年度末までは、事業費の下限は設けない）
幼保連携型認定こども園… 国 1 / 2、市町村 1 / 4
※工事費が 30 万円以上の事業が対象

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

【国立大学等（共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象

これら以外に、他省庁の財政支援制度の活用も検討すること。